

青森県報

第二千二百三十七号

平成十五年
十月十日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|------------------------|---------|---|
| 生活保護法による介護機関の指定 | 健康福祉課 | 一 |
| 右 同 | 同 | 二 |
| 母子保健法による指定養育医療機関の指定の辞退 | こども課 | 二 |
| 保安林の指定解除 | みらい課 | 二 |
| 証紙売りさばき人の指定 | 林政課 | 二 |
| 公 告 | 経理課 | 三 |
| 大規模小売店舗の変更の届出 | (経営振興課) | 三 |
| 県営土地改良事業計画変更の決定 | (農村整備課) | 四 |
| 宅地建物取引業者の業務の停止 | (建築住宅課) | 四 |
| 県有地の売却に係る一般競争入札 | (経 理 課) | 四 |
| 公安委員会 | | |
| 型式の検定適合遊技機 | (生活安全課) | 五 |

告 示

青森県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十

五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護の種類 | 居宅介護事業所 | | 指定年月日 |
|--------------|----------------------------|----------|------------------|----------------------------|------------------|
| | | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社福祉事業開発 | 広島県広島市中区大手町一丁目〇一 | 訪問介護 | 折鶴の会訪問介護事業所 | 青森市新町二丁目一四の二 | 平成 一五年 十月二 |
| 有限会社支援訪 | 弘前市大字松ケ | " | 有限会社支援訪 | 弘前市大字城東一丁目九の二 | 一五年 十月一 |
| 社会福祉法人まほろば | 八戸市小中野八丁目八の八 | " | ヘルパーステーションのこなか | 八戸市小中野八丁目八の八 | 一五年 十月一 |
| 有限会社たかや | 十和田市大字米田高谷一 | " | ホームヘルパーステーションたかや | 十和田市西一番町一〇の七六 | 一五年 十月一 |
| 社会福祉法人愛児福祉会 | 西津軽郡深浦町大字関字柝沢八の九 | " | ヘルパーステーション三愛 | 西津軽郡深浦町大字関字柝沢七の三 | " |
| 株式会社ハクスバンク | 南津軽郡平賀町大字光城七丁目四三 | " | ふるさと介護 | 南津軽郡平賀町大字光城七丁目四三 | 一五年 十月三 |
| 有限会社スケアサービスク | 五所川原市大字太刀打早蕨一丁目二の九コーポ翔一〇二号 | 福祉用具貸与 | 有限会社スケアサービスク | 五所川原市大字太刀打早蕨一丁目二の九コーポ翔一〇二号 | 一五年 十月一 |
| 青森県 | 青森市篠田二丁目九の一 | 訪問介護センター | 青森クリニクス | 青森市篠田二丁目九の一 | 一五年 十月一 |
| 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字田町五丁目二の二 | 通所介護 | 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字向外一丁目九の二 | 一五年 十月一 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-----------------|---------------|------------------|-----------------------|
| 有限会社福里 | 有限会社コボ | 有限会社和都 | 有限会社エダ商事 | 有限会社幸園 | 特定非営利活動法人やらく | パンドエール株式会社 | 津軽保健生活協同組合 | 社会福祉法人嶽陽会 | 社会福祉法人沢朋会 | 津軽保健生活協同組合 | 有限会社たんぼ |
| 北津軽郡金木町大字中柏木字鏡石三四二の二 | 南津軽郡田舎館村大字畑中字上野一三八 | 西津軽郡木造町大字福原字印元六一の一 | 五所川原市大字梅田字福浦四〇五 | 八戸市大字糠塚二大開二〇の三 | 八戸市湊高台二丁目一三の一七 | 弘前市大字西城北二丁目六の三 | 弘前市大字田町五丁目二の二 | 弘前市大字富田町七九 | 弘前市大字大沢字稲元三の二 | 弘前市大字田町五丁目二の二 | 北津軽郡金木町大字金木字芦野二〇〇の二六七 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | 痴呆対応型共同生活介護 | 短期入所生活介護 | " |
| グループホーム福里 | グループホーム岩木望 | グループホーム白壽 | グループホームのてら | グループホームサボータ | グループホームン邑 | グループホーム弘前石渡 | 津軽保健生活協同組合 | 共同生活介護事業グループ | 痴呆対応型共同生活介護 | 津軽保健生活協同組合 | 有限会社たんぼ |
| 北津軽郡金木町大字中柏木字鏡石三四二の二 | 南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口一五八 | 西津軽郡木造町大字福原字印元六一の一 | 五所川原市大字梅田字福浦四五七の一三 | 八戸市大字糠塚二大開二〇の三 | 八戸市湊高台三丁目一の一〇 | 弘前市大字石渡三丁目一の二五 | 弘前市大字向外瀬字豊田二九二の一 | 弘前市大字国吉一坂本一三八の〇 | 弘前市大字大沢字稲元三の二 | 弘前市大字向外瀬字豊田二九二の一 | 北津軽郡金木町大字金木字芦野二〇〇の二六七 |
| 一五・八・二 | 一五・八・六 | 一五・九・一 | 一五・八・一 | 一五・九・三 | 一五・九・一 | 一五・九・二〇 | " | 一五・九・一 | 一五・四・五 | " | " |

青森県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三村 申 吾

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | 指定期日 |
|------------|---------------|---------------------|------------------|----------|
| 津軽保健生活協同組合 | 弘前市大字田町五丁目二の二 | 津軽保健生活協同組合健康介護センター虹 | 弘前市大字向外瀬字豊田二九二の一 | 平成一五・九・一 |

青森県告示第六百四十二号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第六項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の九第六項の規定により、次の指定養育医療機関がその指定を辞退した。

平成十五年十月十日

青森県知事 三村 申 吾

| 名称 | 所在地 | 指定期日 |
|--------|------------------|----------|
| 公立金木病院 | 北津軽郡金木町大字金木字菅原一九 | 平成一五・四・一 |

青森県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい

て準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字相内字相内三四九の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

医療施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百四十四号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字元寺町七

株式会社田中屋

二 指定年月日

平成十五年十月十日

三 売りさばき場所

弘前市大字元寺町七

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

2 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|---------------------------------------|-------------------------------|--|---------------|
| 大規模小売店舗 小売店舗の施設 の運用方法 に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時 | 平成 一五・一〇・三 |
| 来客が駐車 場を利用す る時間帯 | 午前七時四十五分から午 後十一時十五分まで | 二十四時間 | |

四 届出年月日

平成十五年十月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年十月十日から平成十六年二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年二月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、森田地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十月十四日から同年十一月十一日まで

三 縦覧の場所

森田村役場

宅地建物取引業者の業務の停止

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対して業務の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

株式会社ライク・ホーム

二 代表者の氏名

小鹿優

三 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字平岡二五五の二〇

四 免許証番号

青森県知事（）第二九七六号

五 業務停止の期間

平成十五年十月十日から平成十六年一月九日まで

六 停止業務の範囲

業務の全部

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

| | | |
|----------------|-----|---------------|
| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 |
| 青森市大字石江字江渡九七の一 | 宅 地 | 五二〇二・一五平方メートル |

二 予定価格

一億二百三十万円

(予定価格は、土地の価格から建物の解体撤去費用を差し引いたものである。)

三 入札条件

土地に定着している次の建物の解体撤去費用については、土地の購入者において負担するものとする。

| 構 造 | 種 類 | 延面積 (実測) |
|------------------------|-----|--------------|
| コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 | 事務所 | 四〇四・四五平方メートル |
| 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | 倉庫 | 三二・四〇平方メートル |
| 木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 | 事務所 | 三六一・一七平方メートル |
| 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | 倉庫 | 一一・一五平方メートル |
| 木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 | 研修所 | 五九四・九九平方メートル |
| 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | 倉庫 | 一〇・二六平方メートル |

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

青森市大字石江字江渡九七の一

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁出納局経理課入札室

2 日時

平成十五年十月三十日 午後一時

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額(現金又は金融機関が振り出し若しくは支払保証をした小切手とする。)

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年十月二十二日午前十時から、青森市大字石江字江渡九七の一において現場説明を行う。

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

| 遊技機の種類 | 型 式 名 | 製造業者又は輸入業者名 |
|---------|----------------------|-------------|
| ぱちんこ遊技機 | C R E コレクションM X | マルホン工業株式会社 |
| " | C R E コレクションM | " |
| " | C R E コレクションH X | " |
| " | E コレクションG | " |
| " | C R E コレクションH F 14 | " |
| " | C R E コレクションF Z | " |
| " | C R ・サンダーゾーンT J | 株式会社平和 |
| " | C R ・サンダーゾーンM J | " |
| " | C R ・サンダーゾーンF J | " |
| 回胴式遊技機 | アンザイヒロコノオウゴンノヒ ホウ | 株式会社エレコ |
| " | オサルノチョウゴクウCY | " |
| " | サンダーバード3 | 株式会社藤商事 |
| " | ファイヤーエクスプレス | 株式会社北電子 |
| " | シマンチュ 30 | 株式会社エイベックス |

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭